

## 阿賀野市選挙管理委員会告示第 55 号

令和6年4月21日執行の阿賀野市長選挙及び阿賀野市議会議員補欠選挙における期日前投票所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定によりそれぞれ次の場所に設けた。

令和6年4月14日

阿賀野市選挙管理委員会  
委員長 小林 壽 英

期日前投票所	期日前投票所を設けた場所	設 置 期 間
阿賀野市役所本庁 期日前投票所	阿賀野市役所本庁 1階 多目的ホール	令和6年4月15日から 令和6年4月20日まで
阿賀野市安田交流センター 期日前投票所	阿賀野市安田交流センター 1階 多目的ホール	
阿賀野市保健福祉センター 京和荘 期日前投票所	阿賀野市保健福祉センター 京和荘 1階 多目的ホール	
阿賀野市笹神支所 期日前投票所	阿賀野市笹神支所 2階 ホール	